

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

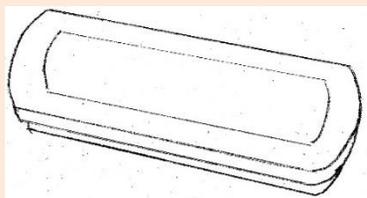
岡山市消費生活センター
令和2年4月16日
(令和2年3月受付分)



令和2年3月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、10件でした。今回は、子どもたちの身近に起こる危険性のある事例をご紹介します。

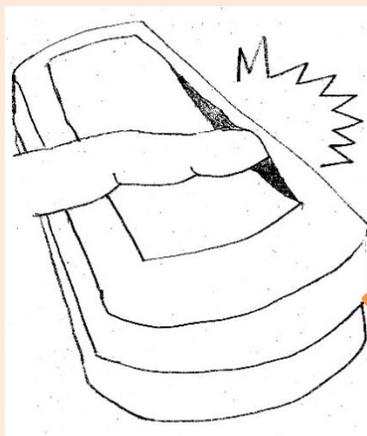
◆筆箱の鋭利な縁で指先を切った事例◆

●筆箱を開けようとしたら蓋の縁部に触れた指の先端にけがをした。



外觀

独立行政法人国民生活センターの商品テストにより、当該品は蓋の内側の縁に使用者の指が触れる可能性が十分に考えられ、その縁が「人体傷害のおそれにつながる鋭い縁部」と判定される鋭利であることが確認された。



指で窓を押すと、窓と縁の間に隙間ができ、縁に触れてしまう👹

※図はイメージです

✔️ アドバイス

- 被害に遭ったのは10歳の児童でした。保護者は、安全性をよく確認したうえで子どもに渡すようにしましょう。
- 当該商品は、商品テストにより危険性が確認されたため、すでに回収されております。消費生活センターでは、商品事故等の苦情解決のため、必要と判断すれば、独立行政法人国民生活センターに商品テストを依頼することができます。

年齢	相談内容
15	Q：中学生の息子が、親に無断でネット通販でイヤホンを購入した。規約に未開封・未使用の不良品は7日間以内に返品可能とある。受取拒否して返品したい。 A：通販商品の返品は、業者の規約に従うこととなります。「返品は不良品であるとき」と規約に明記されており、返品は困難です。ただし、未成年者契約の取消ができる場合もあります。

LINEで情報発信！

アカウント名：岡山市消費生活センター



LINEアプリを起動し、
[友だち追加]>[QRコード]で
左のQRコードを読み取ってください。

※QRコードの商標はデンソーウェーブの登録商標です。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)



相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)